

『資本論』段階におけるマルクスの後進国像

淡 路 憲 治

目 次

ま え が き

- 1 『資本論』における後進国像
〔補論〕両極分解について（省略）
- 2 『資本論』と西欧世界像
- 3 「上から」の革命論
〔補論〕資本主義への移行の「二つの道」について（省略）

ま え が き

筆者は、前稿「1857年恐慌とマルクス・エンゲルス」および「『経済学批判』序文中の社会構成交代の命題について」において、マルクスとエンゲルスが、1857年恐慌の深刻な体験をとおして、それ以前にいただいていた「恐慌→革命」への予測・期待が崩れ去った時点において打出した命題が、「一つの社会構成は、それが生産諸力にとって十分の余地をもちこの生産諸力がすべて発展しきるまでは、けっして没落するものではなく、新しい・さらに高度の生産諸関係は、その物質的存在条件が古い社会自体の胎内で孵化されてしまうまでは、けっして古いものにとって代ることはない。」というものであったことを述べた。この命題からすれば、かつて1850年秋に、それ以前の見解の「本質的訂正」として打出された、「新しい革命は新しい恐慌にひきつづいてのみ起こりうる。」という主張も、それは経済発展の水準を度外視して主張されるときは、無意味なものとならざるをえない。こうして、1859年1月の日付をもつ『経済学批判』序文中の、上掲の社会構成交代の命題なるものは、1850年3月・4月の時点で熱情的に主張されていた早期革命の予測が

放棄された1850年秋における自己批判と、それ以降の、約10年間におよび期間をとおしてなされていった、再度の自己批判を経た上での、マルクスの思想展開過程における総決算の位置を占めるものであった。この命題において、われわれは、マルクスの初期マルクスからの最終的訣別をみるのである。

本稿では、『資本論』第1部・第1版が出版された1867年当時におけるマルクスの後進国像を検討したい。周知のごとく、1860年代は、資本主義の発展段階としては、自由主義段階・自由貿易の黄金時代とされているが、この段階におけるマルクスの後進国像はいかなるものであったか、かつそれは初期マルクス以来の後進国像の発展過程の中にどう位置づけられるのか。本稿では、そうした点を検討したい。ただし、本稿では、当時におけるマルクスの後進国像の具体的叙述そのものを直接の対象とするのではなく、『資本論』を叙述する際に、想定され・前提されていた後進国像または世界史像を、その資本主義像との関連において検討したい。

これまでの一連の論文において、筆者が一貫して主張してきたごとく、1857年恐慌後の時期において、マルクスは、かつて1850年春に予測し・熱情的に主張していた、ドイツのブルジョア革命についての連続革命論および永続革命論を放棄せざるをえなくなり、後進国ドイツの場合においても、資本主義的生産様式のもとで生産諸力が十分に発展つくさぬかぎり、次のより高次の生産様式への移行は現実の問題とはなりえないという見地に到達していった。その意味では、後進国は世界市場の場において先進国からの影響を受け、かつ国内での複雑な階級関係による特殊性をもちながらも、その経済発展は、すでにブルジョア革命の成功によって資本主義化し、そのもとで生産諸力の発展をとげつつある先進国の場合と本質的には異ならない発展の経路と発展の段階をたどるものだと考えるようになっていったのである。これが1857年恐慌後において、マルクスとエンゲルスとに次第に結実していった中心的後進国像であり、その点については、『経済学批判』の1859年から、『資本論』第1部・第1版の出版された1867年に至るまでの時期をとおして、

基本的に変更はみられなかったし、この見解はますます強固になっていった⁽¹⁾
ものと筆者は考えている。

1 『資本論』における後進国像

経済理論の書であり、原理論の位置を占める『資本論』では、後進国問題は直接の研究対象とされていないことはもちろんであるが、『資本論』執筆

-
- (1) マルクスにおいて、1859年から67年までの時期において、深められ、かつ新らたに提起されていった経済学上の問題は、主として経済理論上のことであって、その前提となっていた、資本主義像・後進国像といったヴィジョンについては殆んど変更はなかったものと考えられる。経済理論そのものの発展と深化の点については、たとえば、佐藤金三郎『《資本論》と宇野経済学』の第1～4章、または大内秀明「『資本論』と純粋資本主義」（季刊『経済論集』第33巻第3号所収）を参照せよ。

佐藤氏は、1857～67年の10年間に於いて『要綱』・『批判』・『資本論』と次第に発展していった研究過程を、同書第3章の補論「『資本論』の生誕」で包括的にとりあつかっている。そこで佐藤氏は、第1段階（1857—59年）を『経済学批判要綱』時代、第2段階（1861—63年）を『剰余価値学説史』を中心とする『学説史』時代、第3段階（1863—67年）を『資本論』段階と規定している。第1段階では、まだ蓄積論と原蓄論が明確に分化されていず、いわば原蓄論の中に蓄積論が埋没した形になっていたが、第2段階になると、はじめて両者が区別されるようになり、それが問題意識として明確に提起されるようになった。そして、最後の第3の『資本論』段階では、蓄積論が内容的に完成したのだ、とされている。（同書、64—65頁）。以上の57—67年の10年間の間で、「経済学プラン」のうち国家以下の後半部分が、項目としてとり扱われているのは、第1の57—59年段階においてのことであり、それ以降の段階では項目としても直接には問題にされてはいない。周知のごとく、1859年1月の日付をもつ『経済学批判』の序文では、「ブルジョア経済の体制を次の順序で考察する。すなわち、資本、土地所有、賃労働、国家、外国貿易、世界市場」となっているが、同年2月1日付のヴァイデマイヤー宛の手紙においても、「経済学全体を大部にわけ、資本、土地所有、賃労働、国家、外国貿易、世界市場」となっている。そして、この手紙で示されている項目は、「経済学プラン」の後半部分についてなされた項目表示としては、時期的にみて最後のものである。こうした点からおしても、1859年の『経済学批判』以降の、第2段階からのマルクスの研究領域はもっぱら「経済学プラン」の前半部分、とくに「資本」について、その内容を充実し、豊富化していくことであった。

したがって、『資本論』執筆にあたって前提され、想定されていた後進国像または世界史像は、1859年の『経済学批判』以降においても変更をみたというのではなく、すでにその時期に確定していたそれらの像の枠内において、『資本論』の内容となるべき諸問題が深化されていったものと考えられる。

にあたっては、特定の後進国像または世界史像が前提されていたこともまた疑いえないところである。その点を、資本主義像との関連において問題にしたい。1867年7月25日の日付をもつ『資本論』第1部第1版の序文には、次のような著名な主張がみられる、「産業的に発展した国は、発展のおくれた国にたいして他ならぬその未来像を示す。」（以後、「先進国は後進国発展の未来像である。」と訳す）。この主張は、第1版出版当時におけるマルクスの後進国像を、端的に示しているものである。この主張において、産業的におくれた国として直接に問題にされているのは、ドイツであるが、そこでは資本主義経済の発展につれて、先進国イギリス、すなわち当時の世界経済の中心国であったイギリスの資本主義の型に、ドイツ資本主義そのものも次第に、接近していくことが想定されていたのである。その意味では、後進資本主義国の発展は、先進資本主義国の発展と本質的には同一の経路を辿り、同型の資本主義になっていくこと、したがって、両者の発展の相違点は、時間的・時期的な先発・後発の相違にすぎない、とされていたのである。それ故に、後進国についても、先進国の場合と同様に、そこでの経済発展とともに、『資本論』の研究対象とされているような、典型としての資本主義にますます近似していくという発展像が想定されていたのだといえる。⁽²⁾もちろん、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題を、このように単純に割切って解釈することは、問題であろうし、反論がなされることである。

(2) この命題については、次の宇野弘藏氏の見解は示唆に富むものである。

「『資本論』のように原理を問題にする場合には、イギリスとドイツとの比較も、マルクスの言っているように『産業的により発達している国は、発達のより低い国に対して、その国自身の未来像をしめすだけのこと』といってよい。後者は前者におくれて資本家的諸関係を展開することになるからである。そしてまた原理論の『問題は、資本主義的生産の自然的法則から生ずる社会的敵対関係の発展程度の高いか低いかにあるのではない。問題として取扱うのは、これらの法則自体である。——』ということにもなる。しかし後進国としての問題はそれだけではない。すでに産業革命を経た資本主義をイギリスから輸入して資本主義化するドイツでは、それがイギリスと同じ経過をとらないという点に新なる問題がある……。」（宇野『経済学方法論』40頁）

は、後進国の場合にも、先進国と同形態の社会的諸敵対関係が同程度に生ずるなどと主張されているのではなく、先進国にも後進国にも共通に頑強な必然性をもって貫徹される資本制的生産の諸法則そのものと、その発現の一般的傾向が問題にされているのである。まさに、これらの法則の貫徹の結果として生ずる一般的傾向において、「先進国は後進国発展の未来像」を示しているというのである。したがって、資本制的生産の諸法則から生ずる社会的諸敵対関係の形態と度合には差異があるとしても、諸法則の貫徹していく一般的傾向そのものについては、先進国も後進国も同様なのであり、後進国は先進国の後を追って、諸法則が貫徹されていくのだと主張されているのである。

さらに注意さるべきは、この引用文にひきつづいて、次のような主張のなされていることである。すなわち、ドイツでは先進国イギリス以外の、西ヨーロッパ大陸の諸国の場合と同様に、労働者の状態については、「近代的な窮状と相並んで、なお他に、時勢にあわぬ社会的・政治的諸関係という附随物をともなう、古風で時代おくれな生産諸様式の存続から生ずる一連の伝来的な窮状が、われわれを圧迫している。」したがって、「われわれは、生きたものに悩んでいるばかりでなく、死んだものにも悩んでいる。死者、生者を捉う！」と述べられている。

こうして、後進国ドイツでは、たんに資本主義的窮状のみならず、なおその他に前資本制的生産諸様式から生ずる窮状が加重されていることが指摘されている。では、この主張をおさえて、いま一度、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題を考えると、どういうことになるのか。「先進国は後進国発展の未来像である」という場合、先進国と後進国との区別は、産業的に発展している国と、発展のおくれている国とされていることからして、両者とも資本制的生産様式の支配する国であることを前提した上で、産業的にヨリ発展しているか否かの点におかれているのである。このような両者について、資本制の社会的諸法則の貫徹の一般的傾向において、

「先進国は後進国発展の 未来像」を示すといわれているのであって、その際、具体的な階級的敵対の形態やその度合についても同じであるということではなかった。かつまた、後進国の場合は、前資本制的生産諸様式の残存によって、「生きたものに悩んでいるばかりでなく、死んだものにも悩んでいる」のであるから、その点からしても、先進国と後進国とでは、階級的敵対の形態と度合との相違は大きいし、後進国では階級的敵対は重層の関係にあることが述べられているのである。では、後進国の場合、資本制的生産様式の諸法則の作用と、前資本制的生産諸様式のそれとの、両者の関係はいかに把握すべきであろうか。その点を直接具体的に問題にした箇所は、第1版序文では見当たらないが、それを解くための鍵はやはり、「先進国は後進国発展の未来像」という命題そのものに含意されているといえるが、差しあたって次の箇所は一応の参考になるであろう。

「イギリスでは、変革過程が手にとるように明白である。一定の高さに達すれば、それは大陸に反応するに違いない。大陸では、それは労働者階級そのものの発展程度に応じて、より残忍な、あるいはより人道的な諸形態で行なわれるであろう……。一国民は他国民から学ばねばならないし、また学ぶ。たとえば一社会がその社会の運動の自然法則の足跡を発見したとしても、——また近代的社会の経済的運動法則を暴露することは本書の最後の窮局目的であるが——その社会は、自然的な発展諸段階を飛びこすことも、それらを立法的に排除することもできない。だがその社会は、生みの苦しみを短くし、やわらげることができる。」(a. a. O. SS. 15—16, 青木文庫版(1) 72—73頁, 岩波書店版, 5頁)

ここには、後進国は先進国から「学ばねばならないし、かつ学ぶ」とのものであり、かつ先進国イギリスの変革過程が一定の高さに達すると大陸の後進諸国に反応していくことが述べられており、その点にも関連して、後進国の変革過程は、そこでの資本制生産と「労働者階級の発展に応じて」進んでいくものである、とされている。そして、「一社会は、その社会の運動の自

然法則の足跡を発見したとしても、自然的な発展諸段階を飛びこすことも、それらを立法的に排除することもできない」、と断定されているのである。すなわち、後進国は先進国の経験から学ぶことによって、「生みの苦しみを短くし、やわらげる」ことを認めながらも、発展諸段階そのものについては飛びこすことはできず、先進国と同一の諸段階を辿らざるをえないとされているのである。こうして、このパラグラフでは、後進国における、資本制的生産様式の諸法則と前資本制的生産様式のそれとの関係そのものについては直接論及されていないが、ここでの叙述そのものが、前に引用した、後進国は、「生きたものに悩んでいるばかりでなく、死んだものにも悩んでいる。死者、生者を捉う！」という、後進国の重層的関係についての叙述にひきついて述べられていることからして、後進国では資本制的生産と労働者階級の発展に応じて、前資本制的生産様式は次第に衰退し・減少していくとする考え方が含意されているものといえよう。

次に、一般的にみて、資本制的生産様式と前資本制的生産様式とが並存・重層する場合、前者の発展に応じて、後者が次第に衰退・減少していくという点が直接問題にされている箇所を検討しよう。『資本論』第3部第10章「競争。市場価格と市場価値。超過利潤。」には、次の主張がみられるが、周知のごとくこの主張は、宇野弘蔵氏が、氏の原理論展開にあたって依拠した主要な箇所の一つである。

「かかる一般的な剰余価値率——すべての経済法則と同様に傾向的にみて——が、われわれにより、理論を単純化するものとして前提されている。だが現実には、これは資本制的生産様式の事実的前提である、——といっても、それは、たとえばイングランドにおける農耕日雇労働者にたいする居住法 (settlement law) のように多かれ少なかれ著しい地方的差異を生ぜしめる実際的な摩擦によって、多かれ少なかれ阻止されるのではあるが。だが、理論上では、資本制的生産の諸法則が純粋に発展するものと前提される。現実には常に近似のみが存する。だがこの近似は、資本制的

生産様式が、発展すればするほど、また、従来の経済状態の残滓をもってする資本制的生産様式の不純化と混合とが除去されればされるほど、ますます大きくなる。」(M. E. Werke. Bd. 25. S.184. 青木文庫版(9) 263頁, 岩波書店版, 第3巻第1部, 1216頁)

みられるごとく、『資本論』の論理展開の客観的前提となっていた19世紀中葉の先進国イギリスにあっても、資本制生産様式は、典型的な純粋資本主義として存在していたのではなく、「常に近似のみが存在」していたにすぎなかった。しかし、「理論上では、資本制生産の諸法則が純粋に発展するものと前提され」るのであり、かつ「資本制的生産様式が発展すればするほど」、また、それに応じて従来の経済状態の残滓による「不純化」と「混合」が除去されればされるほど、純粋資本主義への「近似」はますます大きくなる、とされているのである。まさに、資本制的生産の発展によって、従来の経済状態の残滓が除去されていき、純粋化が進展するという前提をおくことによって、『資本論』を構築し、そこでの論理展開をなしたのである。ところで、この引用文では、純粋資本主義に向っての「純粋化傾向」という前提のなされているのは、具体的にはイギリスについてのことであるが、それは単に、イギリスについてのみ言えることではなく、後進資本主義国、たとえばドイツについても妥当することである、といえよう。ドイツは、イギリスに比較すれば、前資本制的経済状態の残滓の占める比率ははるかに高く、それ故に、ここではマルクス自身が、「生きたものに悩んでいるばかりでなく、死んだものにも悩んでいる。死者、生者を捉うノ」と強調するような状態であった。しかし、こと残滓の存在という点に限定していえば、先進国も後進国も異なるわけではない。その際、問題なのは、残滓の存在の度合であり、その点との関連で後進国ははたして、近代資本制的国家であるといいうる発展段階に達していたかどうかにある。しかし、そもそも「先進国は後進国発展の未来像である」といわれる場合、両者は、先進国・後進国の差異はあっても、いずれも資本制的国家であることが前提されている点には変りはない。

のであり、ただ両者の差異は、産業的にヨリ発達しているか否かの点におかれていたにすぎなかった。したがって両者の区別は、残滓の存在の量的差異⁽⁴⁾というにとどまるのである。

したがって、先進資本主義国について、資本制的生産の発展につれて、前資本制的経済状態の残滓による「不純化」と「混合」が次第に除去されていくことが言えるとすれば、それは後進資本主義国の場合についても言えることでなければならない。まさにそうした関連において、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題が主張されているのである。すなわち、先進資本主義国においても、後進資本主義国においても、資本制的生産の発展に応じて次第に「純粋化」が進展していくのであり、資本制生産様式の占める領域の拡大に応じて、諸法則の貫徹する一般的傾向についてみれば、後進国も先進国同様なのであり、「先進国は後進国の未来像」をしめすということなのである。こうして、後進国は、後進国なるが故に、「他の国民から学ばねばならぬし、また学びうる」にもかかわらず、「その社会は、自然的な発展段階を飛びこすことも、それらを立法的に排除することもできない」ということなのである。したがって、『資本論』段階においては、先進国にも後進国にも共通するものとしての、資本主義像・後進資本主義国像が前提され・想定されていたのであるといえる。

こうして、『資本論』段階において想定されていた後進資本主義国像は、次のように要約しうるであろう。①後進資本主義国では、資本制的生産様式と前資本制的生産様式との両者が並存することによって、「生きたものに悩んでいるばかりでなく、死んだものにも悩んでいる。死者、生者を捉う！」という重層的関係にあるが、②資本制生産の発展に応じて、次第に「純粋

(4) ただし、資本制的生産様式と前資本制的生産様式との並存・重層的関係の存在によって、特定の国が、近代的資本制的国家といえるのか、または前資本制的国家であるのかという点は、別個の問題である。さらにまた、かりに前資本制的国家であるとすれば、そこから近代的資本制的国家へどう移行するかという点は重要な問題であるが、それらの点は、後で検討する。「3」を参照のこと。

化」がすすみ、前資本制的生産様式とそのもとでの諸法則の作用は衰退し・減少していく。③こうして、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題に見合った形で、後進国も次第に先進国型の資本主義に近似し・接近していくが、そのことはまた典型的な純粋資本主義への接近の過程でもある。④その結果として、後進国は基本的に先進国と同一の発展経路、同一の発展諸段階を辿るのであり、発展諸段階を飛びこすことはなく、またそれは国家の政策をもってしてもなしえない、とされているのである。したがって、後進資本主義国といえども、そこでの資本制的生産が十分に発展しつくさぬかぎりには、資本主義の止揚はありえないのであり、それ以前の生産力水準にあっては、社会革命といったものは直接の問題たりえないということになる⁽⁵⁾のである。

-
- (5) ここで、筆者の論文「マルクスの後進国像(1)」を批判されている本多健吉氏の見解を検討しておこう。氏は、「後進国資本主義発展の分析視角」(大阪市大経済研究所『研究と資料』第26号、所収)において、筆者の見解をほぼ次のように批判されている。淡路によれば、マルクスの後進国像は二つないし三つの類型があったが、初期マルクスにおいては、複合的發展像が最も強調されていたが、中期(『資本論』段階)になると、単一的發展像が中心的なものとなり、晩年になると再び複合的發展像が前面に押しだされてきたとしているが、これは問題である。というのは、本多氏によれば、マルクスの後進国像は淡路のいうようにその思想展開の段階の推移に応じていくつかの後進国像のうちのいずれかが前面に押し出されてくるといったものではなく、各段階をつうじて、複合的・単一的の両發展像が並存していたのである。しかも、マルクスやエンゲルスにおいては、『資本論』で展開された諸法則は、後進国の場合にも全く同様に貫徹するという視角が貫かれているのであり、かつ「その反面では、後進国が先進国の影響のもとでは特殊の変容をうけることの認識があつた」とされ(19頁)、その点を、初期・中期・晩年の各段階をつうじて若干の典拠をあげて説明されている。氏によれば、淡路があえて主張する複合的發展像なるものは後進国では、先進国の影響のもとで、『資本論』で展開されたような諸法則がいかに特殊な変容をうけて貫徹するかということを示すものにすぎず、何もそれを「複合モデル的發展像」などと呼ぶほどのものではない。淡路の場合、マルクスの思想の展開過程に即して、初期と晩年とに複合的發展像を強いて発掘しようとしているが、それは成功していない。初期マルクスの場合、その点を、たとえば「ヘーゲル法哲学批判序説」の中から発掘しようと努力しているが、複合的發展の「経済像」を見出しえないで、ただだかその「革命像」を発掘しえなすぎない。かつ、晩年についても、氏によれば、とくにエンゲルスにみられるように、「ロシアにおける資本主義発展の特殊性よりも、原理的な側面に力点を置いている」(16頁)のであるから、ここでも強いて複合的發展像のみを強調する必要は

2 『資本論』と西欧世界像

「1」において検討した「先進国は後進国発展の未来像である」という命題にいわれている後進国の、先進国と比較した場合の相違点は、「産業的にヨリ発展しているか否か」ということ、つまり産業的發展の度合の相違ということであった。したがって、この意味における後進国は、先進国よりも産業の発達の度合において劣るが、資本主義国であることには変わりのない、後進資本主義国であった。マルクスの場合、こうした後進資本主義国は、あの命題の箇所において直接の対象とされていたドイツの他には、いかなる国が想定されていたのか。その点については、第1版序文の末尾ちかくに、次のような叙述がある。

「イギリス帝国の駐外代表者たちは、……、ドイツ、フランス、簡単にいえばヨーロッパ大陸のすべての文明国において、資本と労働との現存諸關係の変化がイギリスにおけると同じように感ぜられ、また同じように不可避的であることを、物語っている。同時に、大西洋の彼方では、北米合衆国の副大統領ウェード氏が公けの会合で宣言して言った、——奴隷制の廃止以後、資本および土地所有諸關係の変化が日程に上っている」と。

ない、とされている。

以上が、本多氏による筆者批判の要約であるが、筆者もまた、氏のいわれるように、マルクス・エンゲルスの思想展開の各段階をつうじて、単一モデル的（一般法則）的、複合モデル的（特殊法則）という二つの発展像がある程度並存していたことを否定するものではない。しかし、筆者の強調したいことは、マルクスの後進国像の展開過程をとおしてみると、段階の推移に応じていずれの発展像が前面に押し出されてきたか、かつそのことが彼の実践と研究過程からの深刻な体験の結果として打出されるようになったのか、という点である。このような見地に立つことによって、原理論と段階論との関連、後進国の不均等発展の論理、または、晩年のマルクスとエンゲルスのロシア像から、レーニンのロシア像・または帝国主義論がどのような苦しい曲折を経て継承・発展されてきたかといった点が明瞭になるものと考えている。晩年のマルクスとエンゲルスのロシア像については、続稿において検討したい。なおこの点に関しては、山之内靖『マルクス・エンゲルスの世界史像』と筆者のこの著書への書評（雑誌『未来』1969年4月号所収）を参照されたい。

こうしたことこそは時代の徽章であって、緋のマントでも墨染の僧衣でも覆い隠せるものではない。」(M. E. Werke Bd. 23. S.16 青木文庫版(1) 74頁, 岩波書店版, 第1巻6頁)

この叙述からも明らかなごとく、マルクスは、「先進国は後進国発展の未来像」という命題の該当する後進国またはその地域を欧米の文明諸国と考えていたのである。なお、この主張に対応する位置を占めるものとしては、晩年のマルクスが、1881年にロシアのヴェラ・ザスリッチに与えた手紙においても述べられている次の主張をあげることができる。

「(1) 資本主義生産の由来を論じたい、根底に『生産者と生産手段との根本的な分離』(『資本論』フランス語版 315頁第1段)があるが、『しかも、この発展全体の基礎は耕作者の収奪である。この収奪が根本的な方法でおこなわれたのはまだイギリスにおいてだけである。……。しかし、西ヨーロッパの他のすべての諸国も同一の運動を経過している』と私はいった(前掲第2段)。

私は、そのさい、この運動の『歴史的宿命』を明白に西ヨーロッパの諸国にかぎったのである。」(傍点一原典, M. E. Werke Bd. 35. S.166, 大月書店訳, マル・エン選集, 第13巻上, 183頁)

上に引用したザスリッチ宛に示されている主張は、ドイツ語版『資本論』の「第24章 本源的蓄積」の序論「第1節 本源的蓄積の秘密」の末尾における該当の箇所に、フランス語版において新たにつけ加えられたものである。両版でのそれぞれの主張はニュアンスを異にするものであるが、ドイツ語版の主張はフランス語版によって補足・補完されているものと考えられる。すなわち、ドイツ語版では、「農村生活者・農民からの土地収奪は全過程の基礎をなす。この収奪の歴史は、国が異なれば異なる色彩をおび、また順序を異にする相異なる諸段階を通過する。それはイギリスでのみ古典的形態をとるのであって、だからわれわれはイギリスを例にとるのである。」(M. E. Werke. Bd. 23. S. 744. 青木文庫版(4) 1096頁, 岩波書店版, 第1巻, 897頁)となっ

ているが、それにフランス語版の箇所を補足して考えると次のようになる。すなわち、本源的蓄積の過程は、イギリスにおいてのみ古典的形態をとっておこなわれたが、西ヨーロッパの他のすべての諸国においてもイギリスの場合と同一の運動を経過しているということになるのである。かつまた、この手紙では、「この運動の『歴史的宿命』を明白に西ヨーロッパの諸国にかぎった」という重要な主張がつけ加えられていることからして、イギリスと同様の、資本主義としての「歴史的宿命」が該当する地域として、「西ヨーロッパの諸国」もあげられているのである。この点からしても、マルクスの場合、本源的蓄積過程のみならず、資本主義の「歴史的宿命」の点についても、イギリスと共通のパターンを西ヨーロッパ諸国に想定していたことは明瞭である。

こうして、欧米の文明諸国については、「先進国は後進国発展の未来像」という命題に見合うような形で、先進国イギリスの場合と同様に、資本制経済の発展に応じて、前資本制的生産様式の残滓が除去されていき、「純粋化」がすすみ、ますます「純粋資本主義」に近似していくことが想定されていたのである。

次に、『資本論』において述べられている以上のような想定を念頭におきながら、40年代から60年代にかけての西欧世界および世界市場全体の発展傾向を検討しよう。

まず問題にされねばならないのは、先進国イギリスの場合、その資本主義発展は、実際に純粋化傾向をたどっていったのであるが、そのことを可能にした主要な要因は、何であったかという点である。それは、産業革命後のイギリスにおいて自由貿易運動が推進され、とくに1846年の穀物条令撤廃後は、イギリス以外のすべての国々を、工業国イギリスに対しての農業国として位置づけるような国際経済関係をつくり上げる方向を追求し、そのもとでイギリス綿工業を基軸として編成される国内諸工業が発展していき、それと裏腹にイギリス農業そのものを次第に縮小し、切捨てていく傾向がたどられて

いったことである。そのような国内的国際的發展に対応することによって、イギリス資本主義發展の純粋化傾向が現実に進展しえたのであった。すなわち、国際的な自由貿易運動のもとに、イギリスを「世界の工場」とし、イギリスは世界市場における「生産的独占」の位置を占め、「他のすべての国を自由貿易の福音に帰依せしめることによって、イギリスを工業的中心として、他のすべての国をそれに依存する農業地域とする世界を創造すること」（エンゲルス「保護関税と自由貿易」M. E. Werke. Bd. 21. S. 362. 国民文庫版、松本惣一郎訳、101頁）に対応して、イギリス資本主義は純粋化傾向をたどりえたのである。『資本論』第1部第23章第5節「資本制的蓄積の一般的法則の例証」における「1846—1866年のイギリス」で述べられている「近代社会を通じて最近の20年間（1846—1866）ほど資本制的蓄積の研究に好都合な期間はない。……。すべての国のうちでイギリスはまたしても古典的実例を提供する。けだしイギリスは世界市場で王座を占めており、資本制的生産様式はこの国でだけ充分に發展して」いるという主張も、このような国内的国際的發展に対応していわれていることなのである。マルクスは、1848年1月9日のブルュッセルでの民主主義協会での演説のために予定されていた「自由貿易問題」において、当時の世界経済を次のように把握していた。

「すべてのものが独占になったと同じように、現今では、他のすべての産業を支配し、かつもっとも多くそれを経営する国民に世界市場の支配権を保証する若干の産業部門も存在するということである。こうして国際通商において、木綿がそれ一つだけで、衣服の製造に使われる他のすべての原料をあわせたよりも、もっと大きな商業上の価値をもっているのである。

「どのようにして一国が他国を犠牲にして富むことができるかを自由貿易論者が理解できないにしても、われわれはそれにおどろくにはあたらない。何故なら、この当の諸君は、一国の内部でどのようにして一階級が他の一階級を犠牲にして富むことができるかということも、また理解しよう

としないのだから。」(M. E. Werke Bd. 4. S. 457 大月書店訳, 全集, 4. 470—471頁)

みられるように、ここでは、一国内において資本家階級が労働者階級を犠牲にして富むのと同様に、一国が他国を犠牲にして富むことが述べられている。一国が他国を、すなわち工業国が農業国を支配するのは、工業国における一連の工業部門の全体によって支配するのではなく、工業国内においてある種の中心的工業が他のすべての産業部門を支配し、かつその中心的工業を全世界的におさえている国民こそが、世界市場全体を支配することが語られている。しかも、世界史的にみて、当時の国内国際経済の中心的工業部門は、綿工業部門であったし、この綿工業において世界的に独占的地位を占めていたイギリスが、世界市場の中心であることが述べられているのである。1848年当時において、イギリスは、まさにこのような意味において、「世界の工場」の位置を占めていたのであり、このようなイギリスをマルクスは、「ブルジョアの宇宙の造物主」(1850年「評論・5—10月」)とも呼んでいたのである。

ところが、イギリスが「ブルジョアの宇宙の造物主」であり、「世界の工場」であり、世界市場において「生産的独占」の位置を占めるという際、イギリスに対応して、農業国としての典型的位置づけを与えられていたのは、欧米の文明諸国ではなく、それらの外部に位置する非西欧地域の後進未開発諸国であった。というのは、欧米諸国は、イギリスを「世界の工場」とし、他のすべての国を農業的属国におとし入れようとするような自由貿易運動に単純に屈従していったわけではなかったからである。政治的に独立していた欧米諸国は、イギリスの自由貿易運動にたいして保護貿易の方向を求めている。マルクスによれば、「保護制度は、製造業者を製造し、独立の労働者を収奪し、国民の生産＝および生活手段を資本化し、中世的生産様式から近代的生産様式への移行を暴力的に短縮するための人為的手段である」(『資本論』第1部第24章第6節「産業資本家の創生紀」)とされていた。そしてこの保護

制度は、19世紀になっても、一般的には、西ヨーロッパの文明諸国の正常な政策とされていたのである。エンゲルスは1888年の論文「保護関税と自由貿易」において、このマルクスの見解の上に立って次のように述べている。

「保護貿易は、人為的に製造業を製造する一手段であるから、いたがってまだ封建制度とたたかっている完全に発展しきっていない資本家階級に役立つだけではなく、アメリカのように、封建制度は経験したことはないが、農業から工業への移行が必要となる発展段階に到達した国の、抬頭しつつある資本家階級にたいしても手をかしてやりうることになりうるのである。このような地位におかれたアメリカは、保護貿易の支持を決定した。」(M, E. Werke Bd. 21. S. 365. 国民文庫訳, 106頁)

保護貿易に助けられ、かつまた48年革命後にヨーロッパ大陸をまきこんだ50年・60年代の旺盛な「経済革命」の波にのって、欧米諸国では資本主義経済は急速に発展していき、その過程において、1860年に成立した英仏通商条約を起点として、イギリス・フランス・ドイツ・ベルギー・イタリア・オーストリアの諸国間では通商条約網がはりめぐらされた。周知のごとく、こうして、1860年代は自由貿易の黄金時代となったのである。この通商条約網の中のイギリスと他国との関係はどうであったか。それは単純に、イギリスを工業国とし、それに対応する形で、他のすべての国を農業国とする国際分業関係ではなかった。その意味では、1848年の「自由貿易問題」において、マルクスが想定していた、イギリスを「世界の工場」として、他のすべての国を農業国とするような国際経済関係と比較すると、1860年代の西ヨーロッパのそれは、大きく異なっていたのである。もちろん、それは、なお依然として、イギリスを工業国とし、他のヨーロッパ諸国を農業国とする国際分業関係が中心的位置を占めていたものであったことは否定しえない。その点で、たとえば楊井克巳氏は、次のように述べている。「こうして大陸からの輸入はほとんど原料および食糧であり、従って大陸諸国は19世紀前半期はむしろのこと、70年代初めまでも、イギリスに対し、……、一般に農業国としての関

係にあったということが出来る。」(『概説国際経済論』56頁, 傍点—淡路)

この主張は現象的にみるならば, まさにそのとおりであり, それなりに十分な妥当性をもつものではあるが, しかし他面では, イギリス以外の国々での急速な工業発展にともなって, 工業国対工業国の水平的分業関係も展開されていったし, かつこの関係が次第に優位になっていく傾向にあった。こうした発展傾向の故にエンゲルスが1888年の論文「保護関税と自由貿易」で述べているごとく, 「世界の工場」として世界市場で「生産的独占」の位置を占めていたイギリスも, 次第に数多くの工業国中の一つにすぎないことに甘んじなければならぬ地位に陥りつつあったのである。しかし, 60年代の自由主義的通商条約締結の契機となった点をめぐって考えれば, イギリスに対して, 自由貿易を求めた中心的勢力は, 大陸諸国において, 工業資本家階級であったのか, それとも地主階級であったのかは, 微妙な点であり, 各国それぞれに異なっていて, 一義的には断定しえない。しかし, ドイツについては, 次のような宇野氏の主張は当をえたものである。「(ドイツでは) 特に北部, 東部のプロイセン, ハンザ諸市を中心とする農業的地域と, 南部の多少とも工業的發展を見つづつあった地域とでは, 前者の自由貿易的な傾向を一般に認めるということを許さない相違があった。プリンス・スミスを理論的代表者とする58年のドイツ経済会議は当時のドイツにおける自由貿易運動の中心をなすものである。しかし60年代から70年代にかけてのドイツ資本主義の急速な発展は, 已に工業をも輸出産業と化せしめつつあったのであって, 4, 50年代のような保護主義は 最早や有力でなくなっていたのである。」

(『経済政策論』115頁)

このようにドイツの場合は, 次第に産業資本家階級も自由貿易を求めていったのであるが, これは単にドイツについてのみそういうのではなく, 傾向的には欧州大陸の他の国々にもいえることであつた。⁽⁶⁾

(6) そうした点について, 宇野氏の次の主張を引用しておこう。

「それは(イギリス貿易の顕著な増進は——淡路), 50年代始めの全生産の増大,

このような、二重の国際分業関係にあったイギリス対ドイツ・フランス等の西欧諸国間の関係とは異なっており、イギリス対インド・オーストラリア等の関係は、いわば純然たる工業国対農業国の垂直的分業関係として形成されていった。つまり「世界の工場」たるイギリスに対して、食糧・原料供給国としての農業国の典型例を示したのは、イギリスの植民地であるインドやオーストラリアであった。端的に言えば、インドはイギリス綿工業のための綿花生産国として、オーストラリアは、イギリス羊毛工業のための牧羊国としての位置づけを強制されていったのである。⁽⁷⁾ こうして、リカード＝ミルのいう理想的な調和のとれた工業国対農業国の国際分業関係なるものは、1860年代にあっては、政治的支配従属関係の存在しない独立国間においてではなく、むしろ帝国主義国と植民地との間においてこそ典型的に成立し、存続しえたのである。

以上のように、ドイツ・フランスおよびアメリカ等の欧米の文明諸国の場合は、非西欧世界とは異なっており資本主義化と工業の発展にともなっており、これら諸国においても、イギリスの場合と同様に、「純粋化傾向」を想定しうることになっていったのである。したがって、1860年代のドイツについて言えば、1848—1850年春の時点で強調されていた、後進国としての特殊な国際的・国内的な複合関係のもとに想定されていた連続革命・永続革命論は完全に放棄され、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題に見合うような発展、つまり近代的資本主義として、先進国と同一の発展段階をたどっていくのであり、したがって後進国なるが故に経済の発展段階を飛びこしう

交通機関の改善等にもよるのであるが、そしてまたオーストラリア、東洋諸国との貿易関係の拡大にもよるのであるが、根本的にはイギリスにおける資本家的生産方法の確立と、これに対応する大陸諸国並にアメリカにおける資本家的商品経済の発展によるものであった。なおこれらの諸国はイギリスに対しては農業国としての地位にあったのであるが、しかしそれは決して単なる農業国ではなかった。そこに自由貿易運動が国際的に発展する基礎があったのである。」(同書、112—113頁)。

(7) これらの関係については、たとえば楊井克己『概説国際経済論』の第1篇第2章「自由貿易の国際的確立」を参照せよ。

のだといった考え方は完全に放棄されるにいたったのである。この意味において、イギリス資本主義、かつまたその発展傾向を客観的基礎として構築された『資本論』は、ドイツおよび他の欧米の文明諸国も次第にそれに近似していくという意味で、規範としての位置を占めていたのである。さらに、ドイツの場合に強く現われていた傾向について言えば、このように工業国化していったドイツ自身が、近隣の後進地域である東欧諸国にたいしては、「世界の工場」イギリスが全世界の⁽⁸⁾後進農業諸国にたいしたのと同型の国際経済関係、——すなわち、ドイツを工業国として東欧諸国を農業国とする関係を⁽⁸⁾次第に形成していったのである。こうしてドイツを中心とする局地的国際分業圏が作り上げられていくことによって、ドイツ自身が小型のイギリス、あるいは準イギリス化していく傾向を示したのである。まさに、このような二重の意味において、イギリスはドイツの規範としての位置を占めていたのである。

以上の意味での、後進資本主義国の発展の規範としての先進国イギリスということと、1848年当時に想定されていた「世界の工場」としての先進国イギリスとは；明確に区別されておかなばならない。1860年代において、イギリスが世界市場の中心国ないしは代表国であるという場合は、かつての1848年当時における「世界の工場」という意味での中心国ということをも含めて、二重の意味でそうであったのだといえよう。つまり、先進国イギリスは、欧米諸国にとっては、一面では「世界の工場」であったとともに、あるいはそれ以上に他面では「先進国は後進国発展の未来像である」という意味での規範であったし、かつまた非西欧世界にたいしては、「世界の工場」としての位置づけが中心的位置を占めるものとして、そうであったのだといえる。

(8) この点については、たとえば『世界資本主義の形成』（岩波書店）の「第2部、資本主義の多元的展開」のうちの「7、ドイツ機械工業の形成過程」における「自由貿易体制と機械の輸出」の項を参照のこと。

〔補論〕自由主義段階において、イギリスを世界経済の「中心国」として把えるかどうかは、大きな問題である。周知のごとく、宇野氏は、その段階論を構築するにあたって、当時のイギリスを「中心国」または「指導的先進国」として把え、イギリス資本主義の基軸産業を綿工業とし、かつその資本形態を産業資本と規定することによって、自由主義段階論を展開している。その際、宇野段階論において問題点とされているのは、①原理論と段階論との関係と、②類型把握と世界経済論との関係と、である。宇野段階論にたいしては、通常、それは原理論と論理的に切断されているが故に、両者の連繫をどうつづけるのかという点と、類型的把握に墮して世界資本主義の観点で薄弱である、との批判がなされている。たしかに、宇野段階論には、一見そのように批判されるような表現をとっている側面があることは否定しえないが、氏の場合は、原理論と段階論との立体的な連繫を求めるが故に、あえて原理論を自己完結的な永久運動をくり返す構造として展開されていること、かつまたその類型的把握の根底には、資本主義の世界的性格にたいする深い洞察のあった点は見逃されてはならない。そうした宇野理論の性格にたいする行きとどいた理解を示しているのは、『帝国主義論の方法』における「4 段階論としての帝国主義論」のうちの「2 類型的帝国主義論、3 世界資本主義論としての帝国主義論」（同志社大学『社会科学』1969年別冊）である。宇野段階論にあっては、自由主義段階における世界市場の中心国をイギリスとし、かつ中心国イギリスの基軸産業として綿工業をおさえ、そこでの資本形態を産業資本として把えているのであるが、中心国イギリスにおける綿工業を基軸として編成された国内の再生産構造に対応する形で、他のすべての国が農業国として世界市場の中で位置づけられるのである。つまり、全世界経済は、中心国イギリスの綿工業を基軸として、イギリスを工業国、他のすべての国を農業国とする形での世界的再生産構造として編成されている点が把握されているのである。この氏の分析視角は、1848年のマルクスが「自由貿易問題」において、イギリス綿工業を中心として全世界経済を把握している視角に対応するものである。かつこのマルクスの視角は、名和統一氏が国際価値論を展開する場合にもつらぬかれていた根本的視角であったと考えられる。

ただ、宇野段階論の場合、自由主義段階において、以上の意味での「世界の工場」としての中心国イギリスという点と、「先進国は後進国発展の未来像である」

という命題に含意されている先進国イギリスという点との関連はどうなっているのか。その点は十分に明確であるとは思われないが、筆者は、両者の関係を本文中に展開したように理解している。

次に、宇野段階論にたいする一つの内在的批判として打出されている、大内力氏の段階論把握について触れておこう。ここでは、自由主義段階においても、イギリスは「積極的典型」を代表し、ドイツは「消極的典型」を代表するものとして、両者は対応する両典型として扱われている。そして独占段階に移行する過程をとおして、両者の地位が逆転するものとされているのである。この見解によれば、独占段階のみならず、すでに自由主義段階においても、積極・消極の対応する二つの典型例が提示されているのであり、そのことによって宇野段階論がもっていたかみえる一つの難点が克服されたともいえる。すなわち、宇野段階論の場合は、自由主義段階では中心国イギリスを提示しているが、独占段階になると自由主義段階とは異なって、ドイツを積極的代表、それに対応するイギリスを消極的代表とする、二つの典型例を提示することになっている。すなわち、独占段階では中心国を提示しえなくなっているのであり、その点からして、両段階における首尾一貫性に問題があった。その点ではそもそもの自由主義段階から積極・消極の両典型を提示している大内氏の場合は、首尾一貫しているものといえる。ただし、逆に大内氏の場合は、宇野段階論とは異なって、自由主義段階においても積極的典型＝イギリス、消極的典型＝ドイツという対応関係において把えるという方法によって、はたして世界経済を全体として構造的に把えるかどうかの点が問題となる。宇野段階論では、中心国イギリスの基軸産業としての綿工業の再生産構造を追求することによって、おのずから世界経済を全体として把握しうる構造になっていたのである。かつまた、独占段階になると、宇野氏の重視する資本主義の「純粋化傾向」そのものが「逆転」とされているのであるから、この段階では、そもそも一つの中心国を探し求めること自体が無理な注文であるともいえるのである。自由主義段階において、中心国として、イギリスを提示しえたのは、まさにイギリスが「世界の工場」であったし、かつまた「先進国は後進国発展の未来像である」といった命題を想定しうるような段階であったことを前提としてのことであった。そうした前提がくずれていった独占段階においては、一つの中心国を提示しえないことは、ある意味で

当然のことであるといえる。(大内力・大内秀明・戸原四郎『経済学概論』第1章序説, 上掲『帝国主義論の方法』の「4 段階論としての帝国主義論」, 「5 シンポジウム」を参照せよ。)

ドイツ, アメリカ等々の欧米諸国において次第に「純粋化傾向」が進展して, イギリス型の資本主義に近似していき, かつ政策体系として自由貿易政策がヨーロッパ諸国で展開され, こうしたものとして自由主義段階を言いえたのであるが, その際, 次の点は注意されねばならない。それは, ドイツ等の後進資本主義国の経済発展を一面的に, 「純粋化」が進展し, イギリス型に接近していくものと, 単純に把握してはならないことである。そうではなく, たとえばドイツでは, 「純粋化」していく側面とともに, 後進国としての国際的国内的な複合関係の故に, 「純粋化」を阻害していく側面があり, ドイツ経済は, そうした矛盾関係のもとに発展していったのである。かつ, ドイツ経済の発展はこの矛盾関係の結果として, 「純粋化」傾向が不純化する過程をとおして, この後進国ドイツにおいて金融資本が典型的に形成されることになり, イギリスではなくドイツこそが, 19世紀末以降の独占段階において世界経済の積極面を代表する国になったのである。こうした点の具体的分析は, 本稿の範囲外のことであり, ここでは立入って追求はしないが, ここでは宇野弘藏氏の次の主張を引用しておこう。

「マルクスが『資本論』を執筆した当时には殆んど予想されなかったような発展が資本主義のその後に見られたことになるのであって, われわれは, もはや単純に資本主義の発展は益々純粋の資本主義に近似してくるとはいえなくなっている。19世紀末以来の, いわゆる金融資本の時代は, 一面では資本主義化を伸張して, 従来, 資本主義経済の行なわれていなかった地域にも, 特にイギリスに対して後進諸国をなす, ドイツ, アメリカ等々にも資本主義の顕著なる発展が見られることになったのであるが, 他面ではしかしその資本主義は必ずしもイギリスの18世紀から19世紀60年代迄に見られるような, 全面的な資本主義化の傾向を示すとはいえなくなっ

きた。一方では、高度の資本主義的發展をみながら、他方では小生産者的な商品経済の残滓を永く存続せしめることになったのである。」（『経済学方法論』19頁）。

しかし、宇野氏も述べているごとく、『資本論』段階におけるマルクスは、後進国ドイツの場合にも先進国と同型の「純粋化傾向」を想定していたのであり、そうした想定のもとに「先進国は後進国発展の未来像」という命題に見合った後進資本主義の発展像を考えていたのである。そもそも『資本論』段階が、自由主義段階といわれる所以は、ドイツ・フランス・アメリカ等々の欧米の文明諸国が、それぞれの特殊性をもちながらも、資本主義の発展にともなって、一応「純粋化」していく傾向を現実を示していたこと、しかもそれが先進国イギリスにおける「純粋化傾向」と同質のもの、すなわち同一の発展のコースをたどって、次第に同型の資本主義になっていき、同一の発展段階を経過していくと考えられ、その結果としてそれぞれの国で政策体系として自由貿易と自由主義政策が打出されていく傾向を示したからなのである。したがって、『資本論』段階ということに限定していえば、資本主義発展における「純粋化傾向」の側面と、後進国としての特殊性にもとづくその「阻害化」の側面との矛盾関係の中で、前者が後者を一応圧倒していった、あるいは少なくとも圧倒していくものとして把握されていたのである。⁽⁹⁾

(9) このような後進資本主義国の発展傾向を想定し、前提して『資本論』の世界が展開されたものといえよう。その意味で『資本論』で想定されている世界経済像は、「全商業世界を一国とみなし、かつ資本制がいたる所に確立して、あらゆる産業部門を征服しているものと前提」（第1巻第22章「剰余価値の資本への転化」注21・a）されるという立場にたっていたのだといえよう。この「注21・a」について、渋谷将氏は、これは「輸出貿易を捨象」と述べられた箇所にあることからみて、それとの関連で主張されていることを指摘されている。氏は、この「注」の挿入されている箇所からみて、その解釈としては、この「注」を『資本論』全体についての仮定とするのは誤りであるとされているが、その点は問題である。筆者はこの「全商業世界を一国とみなし……」という想定は、現実の世界経済の発展とは別個に、ただ「輸出貿易を捨象」ということとの関連においてのみ前提されているものとは考えない。そうではなく、この「注」の前提となっているのは、やはり「先進国は後進国発展の未来像である」という後進国像の見地であつたし、そ

3 「上から」の革命論，類型的認識

以上、「1」および「2」において、『資本論』段階における、マルクスの後進資本主義国像および西欧世界像を検討してきた。その際、『資本論』第1版序文で述べられている、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題において想定されていた先進国はイギリスであり、後進国はドイツ・アメリカ・フランス等の西欧世界の文明諸国であった。

ところで、そもそも以上のような後進国像が展開されるにあたっては、次の問題は不可欠な前提として問われねばならない。すなわち、ドイツ・アメリカ・フランス等の諸国において、資本制的生産様式としての生産諸力の発展を問題にしうるためには、そもそも、これらの国々が、生産様式の発展段階として資本制的生産様式の支配する段階に到達していたかどうかという点である。これらの国のうち、世界史的にみてブルジョア革命を典型的になしとげたフランスや、ヨーロッパ諸国からの植民によって建国され、土着の生産様式と断絶したところで、ヨーロッパ文明、とくにピューリタン革命を経たイギリス文明を移植されたアメリカとは異なって、『資本論』第1版序文のこの命題において、直接問題にされているドイツについては、その支配的生産様式がすでに資本主義に到達していたかどうかは、一つの問題である。つまり、ドイツ社会は、1860年代において、はたして近代的ブルジョア国家といえる段階に到達していたかどうか、問題なのである。かりに、ドイツが、なお資本制的生産様式の支配する社会になっていないとすれば、「先進国は後進国発展の未来像」、または近代社会として「自然的な発展諸段階を飛びこすことも、それらを立法的に排除することも出来ない」といった命題そのものは、そもそも適用されえないことになる。

うした点を含めてこの「注」を読みとむべきものと考えている。その意味で、筆者はこの箇所を『資本論』全体にかかわる仮定であったとみなしている。渋谷将「外国貿易論に関する覚え書き」（『帝京経済学研究』第1巻第1号所収）

すでに検討してきたごとく、マルクスは、1848年3月のドイツブルジョア革命の敗北後の1850年3月4月の時点では、早期革命の予測とその永続化としての永続革命論を熱情的に主張していた。しかし、早くも1850年秋には、早期革命の予測を撤回しているものであり、それ以後、『資本論』第1巻第1版の出版された1867年に至っても、ドイツではブルジョア革命はなされていなかった。つまり1848年革命は、ドイツ・ブルジョアジーの絶対君主制に対する最初の公然たる蹶起であったと同時に、また最後のものでもあったわけである。それ故に、政治的にみて国家権力を問題にすれば、1848年以前の場合と同様に、この1860年代においても依然として、ドイツはブルジョア国家に移行したとはいえないはずであった。少なくとも、絶対主義国家から近代ブルジョア国家に公然と移行したとはいえないのである。しかし、経済的發展の点からみれば、どうであろうか。『フランスにおける階級闘争』への1895年の序文でエンゲルスが述べているごとく、1848年以来ヨーロッパ大陸をまきこんだ旺盛な「経済革命」は「資本主義的な基礎の上でおこった」ことであり、この「経済革命」の波の中で、「フランス・オーストリア・ハンガリー、また最近ではロシアにも、ようやく本当の大工業が根をおろし、そしてドイツはまさに第一級の工業国になった」のである。このような政治と経済との発展の不均等・くい違いをどう解すべきであるか。政治的にはブルジョア革命は敗北し、その後も依然としてブルジョア革命のなされていない状態が持続している国家において、経済的には「資本主義的基礎のもと」で、「第一級の工業国」となる道を一路前進している、というくい違いを、どう首尾一貫して説明しうるのか。そもそも、「国家は階級対立を抑制する必要から発生したものであり、かつそれはまた同時にこれらの階級の軋轢の真唯中に発生したものであるから、それは通常最も有力な・経済的に支配する階級の国家である」（エンゲルス『家族・国家・私有財産の起原』）というマルクス主義国家論からすれば、経済の領域においては、「第一級の工業国」にのし上りつつあるドイツが、政治の領域、国家権力の点において、依然として絶

対主義国家であるということがはたして言いうるのかどうか。その点をどう理解すべきであるか。もちろん、われわれは、「相闘争する諸階級が互にはほとんど均衡を保ち、国家権力が外観上の調停者として一時ある程度の独立性をえるごとき時期があること」、かつそうした例外国家の具体例として絶対主義国家を知っている。では、19世紀の60年代、または70年代のドイツ国家は、このような絶対主義国家として把えるべきものであったか。

そうした点について、マルクス・エンゲルスはどのように考えていたのか。まず第1に、彼らは、世界史的発展段階からすれば、19世紀中葉の世界史的な革命の戦略課題は、社会主義革命であるとしていた。第2に、こうした世界史的発展段階からして、後進国ドイツのブルジョア革命については、単にブルジョア革命としてのみ終止しうるのではなく、それは社会主義革命の直接の序曲であるような連続革命、またはその発展した形態としての永続革命を想定していた。第3に、ところが、1848年以降の旺盛な経済発展の過程からして、こうした後進国革命像は放棄され、1867年の『資本論』第1版序文では、ドイツにおいても先進国型の資本主義の発展が想定されるにいたったのである。したがって、ドイツにおいても、この段階ではすでに絶対主義打倒を目的とするブルジョア革命、しかもそれが直接に社会主義革命に連続していくようなものとしてのブルジョア革命という意味においてであっても、それが課題となる段階とはされていなかったのである。革命が問題たりうるとすれば、その戦略規定は社会主義革命ということであった。とはいえ、ドイツにおいて社会主義革命が直接の課題たりうるためには、資本主義としての生産諸力が十分に発展した上でなければそれは問題たりえないというのである。こうした考え方が、『資本論』段階における、マルクス・エンゲルスの革命像であった。

しかし、以上のようにマルクス・エンゲルスの考え方を整理してみても、なお依然として問題は残る。すなわち、ブルジョア革命が敗北し、したがって絶対主義国家権力が持続しているドイツにおいて、経済の領域で資本制的

大工業がいかに旺盛な発達をとげたとしても、はたして、このドイツをブルジョア国家、つまりブルジョアジーが国家権力を支配する国家とどういうかということである。絶対主義国家においても資本制的生産は発展しうるし、絶対主義国家自体は、その権力の維持のためにも、資本制的生産を保護育成する政策を打出していく必然性のあることは、周知のところである。とすれば、ドイツ社会が、よし大工業の旺盛な発達によって、「第一級の工業国」になりつつあったとしても、国家権力そのものが前資本制的性格のものである限り、それは、ブルジョア国家とはなしえないとする見解は、それなりに首尾一貫した考え方である。しかし、マルクス・エンゲルスの見解は、そのようなものであったとは考えられない。

では彼らは、いったいどのように考えていたのか。それは、「上から」の革命論ないしはポナパルティズム国家論であった。「上から」の革命というのは、「革命の鎮圧者自身が革命の遺言執行人になる」（『フランスにおける階級闘争』への1895年の序文、『イギリスの労働者階級の状態』への1892年のドイツ語版への序文）ような場合である。その点、エンゲルスは、「1848年の革命は、それ以前の多くの革命と同様に、不思議な運命をもっていた。カール・マルクスがよく言っていたように、この革命を鎮圧した当の人たちが、この革命の遺言執行人となった。」（上掲『労働者階級』への序文）という。すなわち、革命が敗北または圧殺された場合も、革命の鎮圧者自身が、自己権力の維持のためには、革命の際につきつけられた諸要求にたいして一定の譲歩をよぎなくされるのである。そういう宿命を革命そのものはもっているのである。もちろん、革命の鎮圧者は革命軍側の要求の基本点を容れるわけではなく、権力の移行そのものはなされるわけではないが、そこに至らぬ範囲内においては、革命の鎮圧者自身による「革命の遺言執行」としての一定の改革・改良はなされ、その結果として資本制生産がいっそう発展すれば、旧来の絶対主義的国家権力に一定の影響・変質をひきおこさざるをえない。19世紀後半のドイツにおける国家権力の変質についてマルクス、とくにエンゲルスによって展開

されている見解はいわゆるボナパルティズム国家論である。ところで、プロシャの場合の、絶対君主制からボナパルティズムへの移行に関する彼らの主張を、積極的意欲的に掘りおこし見事に展開している、わが国の戦前における最高の研究成果を示しているのは、故服部之聡氏である。服部氏は、1928年9月に論文「マルキシズムにおける絶対主義の概念」を発表しているが、この論文のうち、「第5節 プロシャ絶対主義の崩壊過程」が、この問題を直接の対象としている。以下、服部論文を参考にしながら、この問題を検討しよう。⁽¹⁰⁾

エンゲルスは、1870年版『ドイツ農民戦争』の序文への「追記」（1874年7月1日）において次のように述べている。

「工業の急激な発達の結果、ブルジョアと労働者との闘争がユンカーとブルジョアとの闘争にとって代ったため、旧国家の社会的基礎の内部にも完全な変革が起った。1840年以来、徐々にくさっていった（絶対）君主制は、貴族とブルジョアジーとの闘争を根本条件とするものであって、この闘争によって平衡を保っていた。もはや、ひしひしと押しよせてくるブルジョアジーから貴族を守ることではなくて、ひしひしと迫ってくる労働者階級から有産者階級全体を守ることが必要となったその瞬間から、旧絶対君主制は、わざわざこの目的のためにつくり出された国家形態であるボナパルティズム王制に完全に移行しなければならなくなった。私は、このブ

-
- (10) この服部論文の特色は、ドイツ革命を検討する際に、マルクス・エンゲルスが、たんに国内的諸契機のみならず、国際的諸契機を極度に重視していることに、氏自身が着眼し・重視していることである。筆者のいう「複合的發展像」は、この氏によって掘りおこされているマルクス・エンゲルスの見地と共通するもののあることを強く感じる。なお、1928年執筆のこの論文は、恐らく「32テーゼ」以前のものであったことと関連して、服部が、当時におけるわが国の国家形態と国家権力を、明治維新後のある特定の時点において、絶対主義からボナパルティズムに移行したとする想定をなし、そうした想定のもとに、マルクス・エンゲルスの国家論を検討している点が特徴的であるし、またその点が特に光っている。そうした点で、専ら「32テーゼ」の見地に立って、天皇制を検討している神山茂夫氏の場合と対極的な位置を占めるものである。

ロイセンのボナパルティズムへの移行を、すでに別の場所で論じておいた（『住宅問題』）。そこでは強調する必要のなかったことで、ここできわめて重要なことは、この移行こそ、プロイセンが1848年以後に成しとげた最大の進歩だったことである。それほどまでにプロイセンは、近代的発展からとり残されていたのだ。プロイセンは、ほんのいままで依然として半封建的国家だった。だが、ボナパルティズムは、とにかく封建制の除去を前提とする一つの近代的な国家形態である。」（M. E, Werke Bd, 18. SS. 512—13, 大月書店訳, 全集18, 505頁）

なお、この引用文で論及されている『住宅問題』（1872年執筆）の箇所では次のように述べられている。

「プロイセンで（そしてその先例に従ってドイツの新帝国制度のもとでも）、こういう矛盾にみちた社会状態のなかから必然的な帰結として発展してきた国家形態は、外見的立憲制である。この形態は、古い絶対君主制の、今日における解体形態であるとともに、ボナパルティズム王制の存在形態でもある。プロイセンでは、1848年から1866年までの外見的立憲制は、絶対君主制の緩慢な腐朽を隠蔽し媒介したにすぎなかった。しかし、1866年以来、とくに1870年以来は、社会状態の変革が、そしてそれとともに古い国家の解体が、万人の見るなかで、ますます大規模にすすんでいる。」（a. a, O, SS. 258—9. 同, 254頁）

以上のエンゲルスの主張からも明瞭なごとく、プロシヤでは、1848年以来の「工業の急激な発達の結果、ブルジョアと労働者との闘争がユンカーとブルジョアとの闘争にとって代ったため」に、旧国家の社会的基礎の内部に完全な変革がおこったのであり、「ひしひしと押しよせてくる労働者階級から有産者階級全体を守る」ためにつくり出された国家形態がボナパルティズムであった。しかもこのボナパルティズムは、とにかくにも封建制の除去を前提とする「一つの近代的国家形態」であるとされている。ところで、ドイツのボナパルティズムの、フランスのそれと決定的に異なる点は、フランス

では、公然たるブルジョア革命の成功後の一定年月の後に、ブルジョアジーとプロレタリアートとの勢力が相均衡するようになり、そこにつくり上げられた国家形態であったのにたいして、ドイツでは、1848年以降、1870年代までの間にブルジョア革命を経由せずして、なし崩しに絶対君主制からボナパルティズムへ移行していったことである。服部氏の巧妙な表現を借りるならば、その推移は、「隠微のうちに旧政権の地位をそのままにとどめて、不注意な見物人には気もつかぬ暗転によって行なわれたのである」ということになる。すなわち、プロシャでは、1848年から1866年までの過程では、外見的立憲制という国家形態のもとで、絶対君主制の腐朽は緩慢な隠蔽された形で進んでいったのであり、外見的立憲制は、まさに「古い絶対君主制の、今日における解体形態であるとともに、ボナパルティズム王制の存在形態」なのであった。

かくして、後進国ドイツについて、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題に見合うような発展像を言いうるのは、次のような意味においてである。すなわち、ドイツは、先進国イギリス（またはフランス）におけるように、ブルジョア革命の公然たる成功を経由し、それを前提とする後進資本主義国としてではなく、ブルジョア革命の敗北を契機として、「革命の鎮圧者自身が革命の遺言執行人」となり、革命的課題を一定限度内において「上から」の革命＝改良としてなしとげ、かつそのもとで資本制的工業が急速に発展し、基本的階級対立が貴族対ブルジョアジーから、ブルジョアジー対プロレタリアートに移行していったことに対応して、国家体制が絶対君主制からボナパルティズムへ暗転していった、という意味での後進資本主義国としてである。その意味では、後進国ドイツでは、先進国とは異なった資本主義の類型をもち、異なった発展を示したのである。ただしここで注意を要するのは、後進国ドイツの資本主義類型は、『資本論』段階においては、固定した類型として扱われているのではなく、「上から」の革命をとおして、絶対主義からボナパルティズムに暗転していく過程をとおして、次第

に、先進国型の資本主義に近似し・接近していくものと考えられていたことであった。その点は、「先進国は後進国発展の未来像である」という命題そのものの例証として、先進国イギリスにたいしての後進国としてドイツがあげられていたことからわかることである。なお、そうした点は、上に引用した、『ドイツ農民戦争』への1870年版の序文への「追記」（1874年）の中の次の主張においていっそう明確に述べられている。

「プロイセンは、1808年から1813年のあいだに開始し、1848年にすこしばかり前進させたそのブルジョア革命を、今世紀の終りにボナパルティズムという気持のいい形態で完成するという、奇妙な運命をもっているのである。もし万事が順調にすすみ、世界がしごく穏かにうちすぎ、われわれみな十分長生きするなら、おそらく1900年にはわれわれは、プロイセン政府がほんとうにいっさいの封建的諸制度を廃止してしまい、プロイセンがついに1792年にフランスが立った地点にたどりつくのを、見るができるだろう。」(a, a, O, SS, 513—4. 同505—6頁)

みられるように、エンゲルスは、「上から」の革命によって、絶対王制からボナパルティズムに移行していったプロイセンでは、事態が順調に推移するならば、1900年には、「いっさいの封建制度を廃止してしまい」、「1792年にフランスが立った地点にたどりつく」という大胆な予測をしているのである。こうして、この1874年の時点では、特殊類型としてのドイツ資本主義も、いっさいの封建諸制度が廃止されてしまい、先進国型に近似していくことが予測されていたのである。

ところで、ここで注意されねばならぬのは次の点である。それは、1872年執筆の『住宅問題』からさきに引用した箇所を含むパラグラフの直後に、1887年の第2版では、エンゲルス自身によって、次のような「原注」が挿入されるようになったことである。「1886年の今日なお、プロイセン国家とその基礎——すなわち、保護関税によって打ち固められた大土地所有と産業資本の同盟——とが維持されているのは、まったく、1872年以後その人数におい

でも階級意識においてもすばらしい成長をとげたプロレタリアートにたいする恐怖のためである。」(M. E. Werke, Bd. 18. S. 259. 大月書店訳, 全集, 18, 255頁)。みられるように, ここでは, 1886年当時においては, 1873年恐慌前の時点で予測したほどには, 古い国家の解体が進行せず, 1879年のビスマルク関税によって打ち固められた「大土地所有と産業資本の同盟」を基礎としてプロイセン国家が維持されていることが語られている。これはさきにみた, 『ドイツ農民戦争』への1874年の「追記」で述べられていた, 「1900年には, プロイセン政府はほんとうに一切の封建的諸制度を廃止してしまい, プロイセンがついに1792年にフランスが立った地点にたどりつく」という見通しとはかけ離れた主張である。すなわち, 1874年における予測では, 後進国ドイツも遠からずブルジョア革命後のフランスと同質の階級構造に近づいていくこと, したがってユンカー階級も急速に崩壊していくという見通しに立っていたのであるが, この1886年の「原注」では, ユンカー階級の崩壊ではなく, ユンカー階級と産業資本家階級とが同盟を打ち固めたことを確認しているのであって, ここに, 1873年恐慌を経過した以後においてエンゲルスの認識が大きく変化してきていることを知るのである。なお後進国ドイツの特殊類型性については, この「原注」が挿入されるようになった1887年出版の『住宅問題』〔再掲第2版〕の序文においても検討されている。第2版序文におけるドイツ資本主義の特殊類型についてのエンゲルスの叙述そのものについては, ここでは立ち入って問題にしないが, ただそのうち, 小農民の自家消費のために営まれていた在来の家内工業が近代的工業によって滅ぼされた後, 近代的家内工業として再編成されてきたこと, そしてこの近代的家内工業そのものが, ドイツの輸出貿易の, そしてまた大工業全体の広範な基礎となっているという主張のなされていることを指摘しておこう。ところで筆者がここで問題にしたいのは, この「原注」に述べられている「1886年の今日なお, プロイセン国家とその基礎とは維持されている」という主張をどう理解するかという点である。筆者は, この主張のあるが故に, 『住宅問題』

の本文において述べられている「この形態（外見的立憲制）は、古い絶対君主制の今日における解体形態であるとともに、ボナパルティズム王制の存在形態である」こと、かつこの形態のもとに「古い国家形態の解体」が進行する、とするエンゲルスの見解そのものが修正されたとは考えない。そのことは、この「原注」において、プロイセン国家とその基礎とが維持されているのは、「まったく1872年以後その人数においても階級意識においてもすばらしい成長をとげたプロレタリアートにたいする恐怖のためである」とされていることから十分にうかがえるのである。そもそもエンゲルスが、プロイセンで絶対君主制からボナパルティズムへの移行がなされていく基本的契機としていたのは、「工業の急激な発達の結果、ブルジョアと労働者との闘争がユンカーとブルジョアとの闘争にとって代ったためである」こと、かつまた「労働者階級から有産者階級全体を守ることが必要になったその瞬間から、ボナパルティズム王制に完全に移行しなければならなかった」としていたことであった。したがって、この1886年の「原注」においては、1872年以降、プロレタリアートによる脅威が量的にも質的にも一段と強まってきたことに対応するものとして、「大土地所有と産業資本との同盟」が打ち固められていったとしていることからして、プロイセン国家がボナパルティズムに移行したとするエンゲルスの基本的視角そのものに何らかの変更があったとは考えられない。ただし、ボナパルティズムへの移行の契機となった基本的階級対立という点については、ほぼ1870年代前半までのエンゲルスは、後進国ドイツにおいてもユンカー階級の勢力が急速に衰退していき、ブルジョアジーとプロレタリアートとの闘争が、ブルジョアジーとユンカー階級との闘争にとって代ってしまうとする見通しが彼の中心の見解であったが、この1886年の時点では、「大土地所有と産業資本との同盟」を基礎とするプロイセン国家の維持がなされていることを確認している点で、予測とは異なっているのである。すなわち、ユンカー階級の衰退によるブルジョアジーとプロレタリアートとの闘争ではなく、むしろ「プロレタリアートから有産者階級全

体を守る」ためのものとしての側面が前面にでた形態でボナパルティズムに移行していったのである。したがって、この時点にあっては、プロイセン国家がボナパルティズムへ変質・移行していったとする点は、エンゲルスにとってはいわば自明のことであったと言えるのであるが、ここでの問題はそれが大土地所有と産業資本との同盟対労働者階級との対立という形態をとってなされていったところに彼の予測の修正の必要があったのである。そして、そうした移行の過程であったところに1873年恐慌を画期として開始された資本主義の段階移行との関連において、ドイツ資本主義の形態が更めて問題にされねばならないのだといえる。まさに1879年のビスマルク関税そのものは、1873年恐慌によるドイツ経済のうけた「壊滅的」打撃にたいしての政策的対応であった。このように、『資本論』段階のマルクスとエンゲルスの後進資本主義国像は、1873年恐慌後の時期において大きく修正されていくのであるが、しかしその点はここでの課題ではない。

ところで、服部氏は、上掲の論文において、「ブルジョア革命が示す歴史的な二個の形式である『上からの』及び『下からの』ブルジョア革命こそ、とりも直さず絶対主義の崩壊過程における二つの型である。而してこの二個の型が、フランス及びドイツの歴史において、代表的に出現した。」(服部『著作集』④『絶対主義論』23-24頁)と述べている。しかし注意すべきは、その際、絶対君主制が崩壊過程をたどった以後においても、「上から」の革命を経たドイツにおいては、ボナパルティズム国家形態のもとに資本主義類型が固定的に持続されていくものとは、当時のマルクス・エンゲルスは考えていなかったことである。まさに、1860年代および70年代前半、つまり『資本論』段階＝自由主義段階においては、「上から」の資本主義化の道を辿ったドイツ資本主義の特殊類型は次第に解消されていき、いっさいの封建諸制度は廃除され、純粹資本主義に近似していき、そこでの経済の発展は先進国型になっていくことが想定されていたのである。ただし、70年代後半以降、この認識

が次第に変更されていくのであるが、その点の検討は次の論文において果し
 (11)
 たい。

-
- (11) ここで再び服部氏の見解について若干ふれておこう。服部氏の場合は、ドイツが「上から」の革命を経て、次第に絶対君主制からボナパルティズムに暗転していったと述べているごとく、その観点は、ドイツ資本主義の類型性を重視しながらも、あるいは重視するが故に、ボナパルティズムという形態をとって一つの近代的国家形態へと移行していった点に最大の力点がおかれて展開されており、まさにその点に氏の問題意識ならびに論点の卓越さが示されている。しかし、氏の場合は、それ以上の点、すなわち暗転によってボナパルティズム化した後のドイツ資本主義発展の見通しとして、ドイツがこの国家形態のもとで急速に工業が発展して、次第に「いっさいの封建制度を廃止し、1792年のフランスが立った地点にたどりつく」といったエンゲルスの予測をも十分におさえた上で議論されていたかという点になると、問題は残る。さらに言えば、ボナパルティズム下のドイツ資本主義の発展を、「先進国は後進国発展の未来像」という命題との関連において把えていたかどうかとも疑問である。氏の場合は、山之内氏も述べているごとく、マルクス・エンゲルスのドイツ論については、ほぼ1875年ごろまでの論稿を分析するとどまって、75年以降における見解の変更の点までは十分におさえられていないようである。75年以降のエンゲルスのドイツ論を意欲的に掘りおこして検討している点は山之内氏の著書のメリットの一つになっている（山之内『マルクス・エンゲルスの世界史像』の「第7章、資本主義発展の『上から』の道」、参照のこと。）。なお、エンゲルス晩年のドイツ論については、山之内氏の見解の対極的位置を占める降旗節雄氏の「エンゲルスと帝国主義」『思想』1969年5月号）をも参照すべきである。